

○美容業に関する標準営業約款の変更

【変更概要】

（役務の内容の表示の適正化に関する事項）

第3条

第1項 営業者が提供する役務の内容

（1） 旧「提供する役務の種別」

→ 新「**施術内容及び料金の表示に関する事項**」

①提供する施術内容と料金を明示する

②店頭販売品の価格を表示する

（2） 旧「従事者の氏名」

→ 新「**美容師の表示に関する事項**」

※美容師に関する事項を表示するよう規定

①必須事項：美容師の氏名、指名料（ある場合）

②努力義務：写真、仕上がり例、研修・講習受講履歴、コンテスト入賞歴

（3） 新設「**衛生水準の確保に関する事項**」

※営業者が衛生管理に関する研修・講習を受講することを規定

（4） 新設「**地域社会に対する取り組みに関する事項**」

※顧客満足度を高めるために地域社会への積極的な参加と取り組みを規定

例）店舗バリアフリー化、訪問美容サービス、障がいのある方への対応

外国人対応、子ども110番協力

第2項 美容施術処理基準の遵守

※全国生活衛生営業指導センターを正式名称で記載

第3項 削除

※誇大な表現を禁止する事項を削除

【参考】

全国生活衛生営業指導センターでの審議状況

第39回標準営業約款委員会での質疑・意見交換を経て修正の上、変更認可申請を行う旨了承

平成30年8月3日付全生指発第163号「標準営業約款の変更認可について（申請）」により申請

【参考】 標準営業約款

全国生活衛生営業指導センターは、利用者又は消費者の選択の利便を図るため、厚生労働大臣の認可を受けて、約款を定めることができます。



①afety…安全であること

Sマーク登録店は、万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づいて賠償が行えるよう、損害賠償責任保険に加入しています。

②anitation…清潔であること

Sマーク登録店は、衛生的なサービスを提供出来るよう、営業施設又は、設備についての基準を定めています。

③tandard…安心であること

Sマーク登録店は、標準的なサービスを提供出来るよう、提供する役務の内容、基準を細かに定めています。

厚生労働大臣が指定する業種

- ☐ 理容業 ☐ 美容業 ☐ クリーニング業
- ☐ めん類飲食店営業 ☐ 一般飲食店営業

登録等について

- ① 営業者は標準営業約款に従って営業を行おうとする時は、(公財)都道府県生活衛生営業指導センターに登録します。
- ② 登録を受けた営業者は、(公財)全国生活衛生営業指導センターが厚生労働大臣の承認を得て定める様式の標識及び標準営業約款の要旨を掲示することになっています。
- ③ 登録期間は3年となっており、再登録することになる。なお、登録営業者が引き続き、登録を継続する場合の有効期間は、5年となっています。